

東大和市立蔵敷公民館図書室ボランティア募集要項

1 はじめに

当要項は、東大和市立蔵敷公民館図書室の適切な管理運営、所有する資料及び施設の積極的な活用を行なうことで、利用者の利便性の向上並びに満足度の上昇を図ることを目的に設置する、東大和市立蔵敷公民館図書室ボランティア（以下、図書室ボランティアという。）の募集について定める。

2 図書室ボランティアの役割

- (1) 蔵敷公民館図書室の資料（図書）の管理（整理含む）に関すること
- (2) 寄附図書の配架に関すること
- (3) 図書の廃棄に関すること
- (4) 破損図書の修理に関すること
- (5) 図書室及び図書室の資料を活用したイベント（事業）の企画・運営の補助に関すること
- (6) 図書室の適正な管理運営に関する学習に関すること
- (7) 上記に掲げるもののほか、中央公民館長が必要と判断したもの。

3 応募資格

次の項目(1)～(3)のいずれかに該当するもの

- (1) 司書資格を有する者
- (2) 図書館（同等施設含む）業務に6か月以上従事した経験がある者
- (3) 2に掲げる役割(1)～(6)に強い関心を持ち積極的にこれに当たることができる者

4 応募方法

東大和市立蔵敷公民館図書室ボランティア登録申込書（様式1）（以下、「様式1」という）に必要事項を全て記入し、東大和市立蔵敷公民館に直接提出する。

5 登録

様式1を蔵敷公民館に提出し、受理された者は、東大和市立蔵敷公民館図書室ボランティアの登録台帳に登録される。

6 被服等の貸与

中央公民館長は、登録証の交付を受けた者に対し、活動の際に使用する次の2点を貸与する。

- (1) 作業用エプロン
- (2) 登録証用ネックストラップ

7 任期

登録をした日が属する年度の末日まで。ただし、更新を妨げない。

8 更新

登録を受けた者は、任期末日の前30日以内に様式1の再提出することにより更新手続きを行なう事ができるものとする。

9 登録の取消し

図書室ボランティアが次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消される。

- (1) 図書室ボランティアから東大和市蔵敷公民館図書室ボランティア辞退書(様式3)があったとき
- (2) 図書室ボランティアの任期が満了し且つ、更新の手続きがなかったとき
- (3) 中央公民館長が、図書室ボランティアとして不相当と認められる事実があったとき

10 提出書類の取扱い

提出書類は東大和市情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報として取扱い、非開示とする。

【附則】

この要項は、令和2年2月7日から施行する。